

平成27(2015)年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題(一般選抜)

(科目名) 民法

【第1問】

Aが死亡し、長男B、長女C、ならびに、亡次男Dの代襲相続人であるDの子EおよびFが相続人となり、これらの者の間で、亡Aの遺産をすべてBに取得させる旨の遺産分割協議が成立した。右の事実関係の下で、以下の問いに答えよ(各問いは独立のものとする)。

問(1) 当該遺産分割協議においては、Bは、Aの遺産すべてを取得する代わりに、①Cと仲良く交際すること、②先祖の祭祀を承継し各祭事を誠実に行うこと、③知的障害を抱えるEを扶養することが約束された。しかし、その後、Bは、①Cとの間に不和が生じ、②法要等の祭事をCに任せただけにし、③Eの扶養も行わなかった。この場合、B以外の相続人が当該遺産分割協議を解除することはできるか。

問(2) 当該遺産分割協議は、BおよびCとともに、当時未成年者であったEおよびFの親権者である母GがEおよびFを代理して、行われたものであった。この場合、B以外の相続人が当該遺産分割協議の無効を主張することはできるか。

【第2問】

いわゆる「契約締結上の過失」の定義を述べ、それが援用される具体例を1つ挙げたうえで、当該概念がわが国の民法上必要かどうかについて述べよ。